

# 大分県母子・父子・寡婦福祉資金貸付金一覧表

(令和2年4月1日から適用)

母子・父子・寡婦福祉資金は、母子及び父子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養する児童等の福祉を増進するために貸し付ける資金です。

(単位：円)

資金種類	対 象	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	年 利	違約金
事業開始	母子・父子家庭の親 寡婦 母子・父子福祉団体	2,930,000円 (団体・共同 4,410,000円)		1年	7年以内	保証人あり 0% 保証人無し 1.0%	延滞元利合計金額につき3.0%
事業継続	母子・父子家庭の親 寡婦 母子・父子福祉団体	1,470,000円		6箇月	7年以内	保証人あり 0% 保証人無し 1.0%	
修 学	母子・父子家庭の児童 寡婦が扶養する子 父母のない児童	別表1・2のとおり	修学期間中	修学期間終了 後6箇月	貸付期間の 3倍以内	0%	
技能習得	母子・父子家庭の親 寡婦	月額 68,000円 (特別な事情がある場合 (12月相当) 816,000円) (自動車運転免許 460,000円)	習得期間中 5年以内	習得期間終了 後1年	20年以内	保証人あり 0% 保証人無し 1.0%	
修 業	母子・父子家庭の児童 寡婦が扶養する子 父母のない児童	月額 68,000円 (自動車運転免許 460,000円)	習得期間中 5年以内	習得期間終了 後1年	貸付期間の 3倍以内 (2年を超える貸付、運転 免許取得は6年以内)	0%	
就職支度	母子・父子家庭の親 寡婦 母子・父子家庭の児童 父母のない児童	100,000円 (通勤用自動車購入加算230,000円)		1年	6年以内	配偶者のない女子が扶養 している児童に係るもの 0% その他 保証人あり 0% 保証人無し 1.0%	
医療介護	母子・父子家庭の親 母子・父子家庭の児童 寡婦	医療 340,000円 (特別 480,000円) 介護 500,000円	医療・介護を受 ける期間 1年以内	貸付期間終了 後6箇月	5年以内	保証人あり 0% 保証人無し 1.0%	
生 活	母子・父子家庭の親 寡婦	知識技能習得中 月額 141,000円 (物価の影響(3月相当) 423,000円) その他 月額 105,000円 (生計中心者でない場合、扶養する子のない 寡婦の場合、月額 70,000円) (7年未満の母子家庭月105,000円 計252万円以内) (養育費取得のための裁判費用 (12月相当) 1,260,000円) (物価の影響(3月相当) 315,000円)	知識技能習得中 3年以内 7年未満の母子家庭 医療介護受給中 1年以内 失業期間中 1年以内	習得期間終了後6箇月 貸付期間終了後6箇月 貸付期間終了後6箇月 貸付期間終了後6箇月	20年以内 8年以内 5年以内 5年以内	保証人あり 0% 保証人無し 1.0%	
住 宅	母子・父子家庭の親 寡婦	1,500,000円 (特別 2,000,000円)		6箇月	6年以内 (特別 7年以内)	保証人あり 0% 保証人無し 1.0%	
転 宅	母子・父子家庭の親 寡婦	260,000円		6箇月	3年以内	保証人あり 0% 保証人無し 1.0%	
就学支度	母子・父子家庭の児童 寡婦が扶養する子 父母のない児童	別表3のとおり		修学期間終了 後6箇月	修学期間の 2倍以内	0%	
結 婚	母子・父子家庭の児童 寡婦が扶養する子	300,000円		6箇月	5年以内	保証人あり 0% 保証人無し 1.0%	

(1) 貸付けの決定

大分県知事が審査のうえ貸付決定する。

(2) 償還の方法

月賦、半年賦又は年賦による元利均等償還。ただし、いつでも繰上償還できる。

(3) 連 帯 債 務

修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金について、配偶者のない者が扶養している者が貸付けを受けようとするときは保証人を立てなければならない。

母子・父子家庭の児童又は寡婦の扶養する子に係る修学資金、修業資金、就職支度資金及び就学支度資金については、その児童又は子が連帯借主となる。

(4) その他の制度

- ①一時償還 ②貸付けの停止 ③災害時の据置期間の延長 ④償還金の支払猶予  
⑤償還金の免除 ⑥違約金の免除

# 修学資金貸付限度額(月額)一覧表

(令和2年4月1日から適用)

別表1

単位:円

学校等種別			学 年				
			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自 宅	27,000	27,000	27,000		
		自宅外	34,500	34,500	34,500		
	私立	自 宅	45,000	45,000	45,000		
		自宅外	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自 宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自 宅	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校(専門課程)	国公立	自 宅	67,500	67,500			
		自宅外	78,000	78,000			
	私立	自 宅	89,000	89,000			
		自宅外	126,500	126,500			
短期大学	国公立	自 宅	67,500	67,500			
		自宅外	96,500	96,500			
	私立	自 宅	93,500	93,500			
		自宅外	131,000	131,000			
大学	国公立	自 宅	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自 宅	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000	183,000		
専修学校(一般課程)			49,500	49,500			

別表2

単位:円

学校等種別			学 年				
			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自 宅	27,000	27,000	27,000		
		自宅外	34,500	34,500	34,500		
	私立	自 宅	45,000	45,000	45,000		
		自宅外	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自 宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自 宅	48,000	48,000	48,000	89,000	89,000
		自宅外	52,500	52,500	52,500	102,500	102,500
専修学校(専門課程)	国公立	自 宅	67,500	67,500			
		自宅外	77,500	77,500			
	私立	自 宅	84,500	84,500			
		自宅外	108,500	108,500			
短期大学	国公立	自 宅	67,500	67,500			
		自宅外	86,500	86,500			
	私立	自 宅	86,500	86,500			
		自宅外	110,500	110,500			
大学	国公立	自 宅	69,500	69,500	69,500	69,500	
		自宅外	92,500	92,500	92,500	92,500	
	私立	自 宅	95,000	95,000	95,000	95,000	
		自宅外	121,000	121,000	121,000	121,000	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000	183,000		
専修学校(一般課程)			49,500	49,500			

※児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条に定める計算方法に基づき算出したその者の前年所得が682万円(年収目安900万円)(扶養親族等が2人以上の場合については、前年所得について、682万円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき38万円を加算した額)を超える場合には、別表2の限度額を適用する。

# 就学支度資金貸付限度額一覧表

(令和2年4月1日から適用)

別表3

単位:円

学校等種別			限度額
小学校			64,300
中学校			81,000
高等学校 専修学校(高校課程・一般課程)	国公立	自宅	150,000
		自宅外	160,000
	私立	自宅	410,000
		自宅外	420,000
大学 短期大学 高等専門学校 専修学校(専門課程)	国公立	自宅	410,000
		自宅外	420,000
	私立	自宅	580,000
		自宅外	590,000
大学院	国公立	修士課程	380,000
	私立		590,000
	国公立	博士課程	380,000
	私立		590,000
修業施設 (厚生労働大臣が定める施設)	中卒者	自宅	150,000
		自宅外	160,000
	高卒者	自宅	272,000
		自宅外	282,000

※小学校及び中学校の就学支度資金については、入学する児童を扶養している配偶者のない女子であって所得税が課されていない場合等に限る。